

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】令和6年3月22日(2024.3.22)

【公開番号】特開2024-24681(P2024-24681A)
 【公開日】令和6年2月22日(2024.2.22)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-034
 【出願番号】特願2023-219587(P2023-219587)
 【国際特許分類】

H 0 1 R 1 3 / 4 2 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

H 0 1 R 1 3 / 4 2 E

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月13日(2024.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気コネクタであって、
 複数の金属端子と、

前記複数の金属端子がそれぞれ挿入される複数の端子収容室、及び前記複数の金属端子の挿入方向に相当する前後方向と直交する左右方向に延びるリテーナ挿入孔を有するハウジングと、

前記リテーナ挿入孔に挿入されることにより、前記端子収容室に挿入された前記金属端子を保持するリテーナと、を備え、

前記リテーナは、前記ハウジングに係止される被係止部を有し、

30

前記ハウジングは、その外殻をなす上壁、下壁、左壁、及び右壁を有し、

前記左壁及び前記右壁の少なくとも一方には、前記リテーナ挿入孔が開口し、

前記上壁又は前記下壁の内面側には、前記左右方向に延び、かつ前記リテーナ挿入孔の一部を構成する溝が形成され、

前記溝は、前記上壁の上方に向けて凸状をなすか又は前記下壁の下方に向けて凸状をなすように形成され、

前記溝には、前記リテーナの前記被係止部に係止することにより、前記リテーナの前記リテーナ挿入孔に対する反挿入方向の移動を規制する係止部が形成されている、電気コネクタ。

【請求項2】

40

前記溝は、前側面、後側面、及び底面によって画定され、

前記係止部は、前記溝において突設された突起をなし、

前記突起が、前記前側面または前記後側面に形成されている、請求項1に記載の電気コネクタ。

【請求項3】

前記リテーナの前記被係止部は、前記リテーナの前方または後方に向けて突設された突起であり、

前記リテーナは、前記被係止部としての突起が形成された挿入側部、及び前記挿入側部に連なる基部を有し、

前記被係止部としての突起を含めた前記挿入側部の前後方向幅の大きさは、前記基部の

50

前後方向幅以下である、請求項 1 または請求項 2 に記載の電気コネクタ。

【請求項 4】

前記リテーナにおいて、前記挿入側部には、前記被係止部としての突起の内側に配置され、前記挿入側部を上下方向に貫通する長孔が設けられている、請求項 3 に記載の電気コネクタ。

【請求項 5】

前記リテーナの前記被係止部としての突起と前記長孔との間には、前記被係止部としての突起が前記係止部に係止される際に弾性変形する弾性変形部が形成され、前記弾性変形部の上下方向幅は、前記挿入側部全体における上下方向幅の最大値よりも小さい、請求項 4 に記載の電気コネクタ。

10

【請求項 6】

前記リテーナは、前記複数の金属端子を係止する端子係止部を有し、前記端子係止部は、前記左右方向に直交する断面において前記端子収容室側かつ前方に突出する部位をなす、請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の電気コネクタ。

【請求項 7】

前記金属端子は、雄型の金属端子に接続可能な雌型の金属端子であり、前記ハウジングは、前記雄型の金属端子を保持する雄側のハウジングに接続可能な雌側のハウジングである、請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載の電気コネクタ。

【請求項 8】

請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載の電気コネクタと、前記電気コネクタと接続可能に設けられた他の電気コネクタと、を備えた電気コネクタ対。

20

30

40

50